

インフルエンザの発症から再登校（園）までの流れ

御前崎市教育委員会

1

● インフルエンザが疑われる症状の発症

医療機関を受診してください。不明な点は学校（園）へお問い合わせください。

2

● 医療機関受診・インフルエンザ経過報告書の記入

インフルエンザと診断されたら、保護者の方が、「インフルエンザ経過報告書」に症状出現日、医療機関診断日、医師からの注意事項を記入してください。

3

● 学校（園）に電話で報告

学校（園）に電話で、次の3点を報告してください。

①児童生徒の氏名、②学年・クラス、③経過報告書に記載した症状出現日及び医師からの注意事項

4

● 自宅安静、発熱の経過を記録

発症後5日かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」は登校（園）できません。自宅で安静に過ごしてください。

報告書には、毎日、午前と午後に1回ずつ検温の上、記入をお願いします。

5

● 必要期間安静後、インフルエンザ経過報告書を

令和4年11月末までは、医師によるインフルエンザ罹患証明書への記入と保護者の方が記入するインフルエンザ経過報告書が必要でしたが、12月以降は、保護者の方が記入するインフルエンザ経過報告書のみとなります。

学校（園）で「インフルエンザ経過報告書」を確認させていただき、登校（園）を許可します。

登校後に学校から「出席停止のお知らせ」を発行します

インフルエンザの出席停止期間について

御前崎市教育委員会

インフルエンザを罹患した場合、「発症後 5 日間」かつ「解熱後 2 日間」は出席停止になります。
令和 4 年 1 2 月から、インフルエンザ罹患証明書は不要となります。出席停止期間終了後に、「インフルエンザ経過報告書」持参の上、登校（園）してください。

●発症日	熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日
●発症後 5 日	発症した日を 0 日として、そこから 5 日間を経過する日まで
●解熱後 2 日 (幼児は 3 日)	平熱となった日を 0 日とし、そこから 2 日間（平熱で 1 日過ごせた日を 2 日間、幼児にあっては 3 日間）

【出席停止期間早見表】

	発症日	発症後 5 日間(出席停止期間)					発症後 5 日経過		
発症後	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
1 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
		解熱	1 日目	2 日目					
2 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
			解熱	1 日目	2 日目				
3 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
				解熱	1 日目	2 日目			
4 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
					解熱	1 日目	2 日目		
5 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可
						解熱	1 日目	2 日目	

【注意事項】

1 治療後、以下のような症状がありましたら、医療機関を受診してください

- 呼びかけても返事が遅い
- 興奮状態がみられる
- けいれん
- 目の焦点が合わない
- 意識がなくなる
- その他いつもとは様子が明らかに違う など

2 家庭内での二次感染にご注意ください

インフルエンザは飛沫感染（咳、くしゃみで発生した飛沫）と接触感染（ドアノブについた飛沫を触り、その手で目や鼻や口に接触）で感染します。手洗いやアルコール消毒、咳エチケットなどに心がけ、家庭内での二次感染にご注意ください。